

広島市告示（安佐北区）第 1 4 号
令和 7 年 3 月 2 1 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）

第 1 1 条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 6 日に別紙のとおり自転車等を
撤去し、保管したので、同条例第 1 2 条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

放置自転等を撤去した場所	保管自転等の車体番号・防犯登録番号・その他 保管自転車等を特定する為に必要な事項	放置自転車等を保管している場所並びに返 還手続きを行う場所及び日時
安佐北区内	別添のとおり	放置自転車等を保管している場所 並びに返還手続きを行う場所
放置規制区域外		広島市西区扇二丁目 1 番地 広島市西部自転車等保管所 電話 082-277-7916
		返還手続きを行う日時
		月曜日～日曜日 1 0 時 3 0 分～1 9 時まで
		なお、祝日、振替休日、年末年始(12 月 2 9 日～1 月 3 日)の間は取り扱いません。
	[問い合わせ先] 安佐北区農林建設部維持管理課 電話（0 8 2）8 1 9－3 9 2 5	